

デジタル技術を活用した中山間地域の生活環境向上事業に係る伴走支援等業務 業務委託仕様書

1 業務の名称

デジタル技術を活用した中山間地域の生活環境向上事業に係る伴走支援等業務

2 業務の目的

県では、中山間地域に住む県民が安心して暮らすことができる生活環境づくりを進めることを目的に、令和2年度から、「デジタル技術を活用した中山間地域の生活環境向上事業」(以下「本事業」という。)において、デジタル技術を活用した新たなサービスを導入し、中山間地域が抱える生活に身近な課題の解決を図る市町に対して、実装化に係る経費の補助や伴走支援を実施してきた。

こうした取組により、各市町で個別にデジタル技術の活用が進んできた一方で、マンパワー不足や職員のリテラシー格差等が課題となっており、デジタル技術を活用した有効な取組が中山間地域全域で十分には展開されていない状況である。

そのため、本事業では、デジタル技術を活用した効果的な取組の横展開及び複数市町による共同取組を目指し、日常的な生活サービスの効率化、高度化により、中山間地域の生活環境を向上することを目的とする。

なお、本事業の「伴走支援」とは、単に個別の市町に対する支援に留まらず、複数市町間の連携推進やサービスの広域展開に向けた調整・企画・運営まで含む広範な支援活動を指す。

※本事業補助金支援対象事業の選定基準は以下のとおり。

中山間地域が共通して有する身近な生活課題(生活交通、農地保全、医療・福祉、防災・減災、移住・定住など)に対する有効な解決方策で、次の3つの要件を有するもの。

- ① 取組の実現性:当該地域の課題の解決に向けて有効かつ実装可能な取組であること
- ② 取組の新規性:中山間地域の課題解決のため、活用市町において新たに実装する取組であること
- ③ 他市町への展開性:同様の課題を抱える他地域への応用が可能な取組であること

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 業務の内容等

(1) 業務の内容

ア 実施概要

中山間地域が抱える生活に身近な課題解決につながり、導入の効果が高いと考えられるデジタル技術を活用した取組の、県内中山間地域への横展開を推進する。また、各市町の状況に応じて、サービスの実装化に至るまでの専門的知見が必要な業務に対する技術的な助言や実装化後のフォローアップ等の支援を行う。

イ 対象市町

中山間地域を有する18市町

- ・全域中山間地域:府中市、三次市、庄原市、安芸高田市、江田島市、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町、神石高原町
- ・一部中山間地域:呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、大竹市、東広島市、廿日市市

ウ 成果目標

県の事業を通じ、デジタル技術を活用して中山間地域の生活環境に関する課題解決に取り組む市町の事業件数：8件以上

エ 具体的な実施内容

(7) 広域展開に向けた伴走支援

県が保有する過去の事業実施の効果や課題などの分析資料を参考に、改めてこれまで実装した取組等の効果及び課題と解決策の整理を行う。整理した内容を踏まえて、県内外で実証・実装されているサービスを選定した上で、横展開・共同取組の推進や連携促進を図る。

【実施内容】

① 実装済サービスの効果検証

- ・ 令和7年度までに本事業で実装が完了したサービス(※1)の効果及び課題と解決策について、市町へのヒアリング等を通じて、詳細に整理すること。特に、令和6・7年度実装分については、中山間地域の生活環境が向上しているかなど、事業成果の効果検証を行い、県に報告すること。なお、有識者に意見聴取する場合は、有識者の選定等は県と協議の上、決定すること。
- ・ ヒアリングした内容を基に運用上の課題解決に関する支援を行い、事業推進の後押しや改善提案を行うこと。

② サービス選定

- ・ 中山間地域における身近な生活課題解決につながり、県内外で実証・実装され効果を上げているサービスについて選定すること。特に、多くの住民にとって生活環境改善が実感できるようなサービスを優先的に選定すること。また、ランニングコストも含めた費用対効果や継続可能性についても考慮すること。

③ 横展開・共同取組に向けた取組

- ・ 令和8年度以降の実装に向けて、上記①②で選定したサービスの中から、特に横展開・共同取組に資する事業を複数選定し、広域展開を図るため、それぞれのテーマごとに、以下のコンテンツの企画提案及び運営、市町との調整を行うこと。

(a) デジタル技術の導入検討に向けた、市町担当者に対する情報共有会の開催等

※ オンラインのみでなく対面での実施も行い、それぞれの特性を活かした運営方法を提案すること。

(b) 市町からの希望等に応じた先進地の視察

(c) 広島県 DX 加速プラン等に基づいた、デジタル基盤整備課(DXShip(デジシップ)ひろしま(※2)の取組を含む)及び広島県 DX 推進課(以下、「関係課」という。)との連携

※ 関係課において、住民がデジタルによる利便性を実感できるような取組(自治体の窓口運用や、子育てに関するデジタル化等)について、市町との勉強会(取組事例の共有、デジタル技術を導入するための課題の把握・対応の検討等)を実施する予定である。これを踏まえ、関係課と連携し、県全体で効果的なデジタルサービスの広域展開を推進することも視野に入れた具体的な手法を提案すること。

(※1) 令和6年度までに実装が完了したサービス

広島県 HP 参照：<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/35/r5chusankan-digital.html>

令和7年度に実装が完了したサービス(予定)

市町	取組内容	市町	取組内容
呉市	防災情報伝達アプリの導入	安芸高田市	介護保険認定審査会システムの導入
三原市	公共施設予約システム及びスマートロック・オンライン決済システムの連携導入	安芸太田町	妊娠届申請の電子化(アプリ導入)
府中市	公共施設予約システムの導入	北広島町	公共施設予約システム及びスマートロック・オンライン決済システムの連携導入
三次市	AI活用型オンデマンドバスの導入		子育て支援アプリの導入
東広島市	映像解析を活用した、道路附属物及び路面性状調査システムの導入		24時間対応の医療相談アプリの導入
安芸高田市	デマンド交通WEB予約システムの導入	世羅町	介護保険認定審査会システムの導入
	郵便局での行政手続・相談受付業務及び窓口業務委託の実施		マイナンバーカードの空き容量を活用した、外出支援サービスの電子化

(※2) 「DXShip(デジシップ)ひろしま」の概要

広島県HP参照:<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/266/dxship-r4.html>

(イ) 各市町における実装化に向けた伴走支援

市町の事業担当課に対して、デジタル技術活用等に関する意識醸成や、デジタル施策の検討・サービス導入に係る働きかけを行うとともに、個別の市町の状況に応じて、実装化につながる支援を実施する。

【実施内容】

① 市町の現状把握及び相談対応

- ・ 支援対象市町(4(1)イのとおり)に対して、少なくとも1回以上個別に訪問又はオンライン会議を実施し、デジタル技術の活用における取組状況や課題等についてヒアリングを行うこと。また、ヒアリング等を踏まえ、全城中山間地城市町等、重点的に支援を行う市町を設定し、デジタル担当部署だけでなく事業担当課を巻き込んだ相談対応を行うこと。
- ・ 実装の希望がある市町については、市町の進捗状況に応じて実装化に向けた具体的な内容に対しても相談対応を行うこと。なお、具体的に想定している内容は次のとおり。

(a) 課題設定の支援

目指す姿の明確化、目標と現状のギャップ(課題)の把握、課題の深掘り、原因把握等への支援

(b) ソリューション探索の支援

課題解決に向けた解決方策の組立てや、デジタルサービス・技術の選定・提案等の支援

(c) 評価に関する支援

目標設定や効果測定実施に関する支援

② デジタルサービス導入に向けた基礎的な勉強会

- ・ 事業担当課の意識醸成を目的とし、デジタルに関する国の施策を把握・整理した上で、デジタルを所掌していない市町職員向けに、情報取得や活用手法を紹介する勉強会をオンラインで実施すること。

(ウ) その他の提案

その他、デジタル技術を活用した取組の実装化、横展開に向け、事業者の知見や専門性を生かした独自の提案を行うこと。

エ 特記事項

- ・受注者は、発注者が定める期日までに、業務概要、実施体制、業務工程表等についての業務計画書を作成し、発注者と協議の上、契約締結後速やかに提出すること。
- ・市町担当者の旅費は委託費用に含まないが、その他の経費（有識者の謝金や現地視察に係る経費等）については、原則、委託費から支出すること。
- ・実施状況について、業務進捗状況をまとめた資料を県に報告すること。方法、回数については月に1回以上の会議の開催（オンライン会議可）及び報告書（任意様式）で行うこと。また、発注者から要求があった場合には、隨時、速やかに進捗状況を報告すること。

（2）業務の体制

受託者は、本業務に必要な人員を配置し、責任者及び副責任者を定め、責任者及び事務担当者等の業務所掌範囲について明らかにすること。特に伴走支援においては、担当者を明確に定め、いつでも担当市町からの相談対応ができるとともに、横展開や共同取組に向けて連携できる体制を構築すること。なお、グループ企業体で応募する場合には、以下の受託者代表業務も行うこと。

- ① 業務の目標達成に向け事業を円滑に進めるため、広島県中山間地域振興課との総合的な窓口機能を果たすとともに、構成企業との密接な連絡・調整を行うこと。
- ② 委託料の代表請求及び構成員への分配を行うこと。
- ③ 他の構成企業も含めた委託業務全般について、責任を持って履行すること。

5 実績報告

受託者は、報告書（PDFデータ（原則A4判、縦置き横書き）を業務完了日から15日以内に提出すること。なお、実績報告書は、事業目的・概要のほか、目標に対する進捗状況、評価、課題分析、打合議事録、各市町の事業進捗状況及び横展開・共同実施実現における課題分析等を添付すること。

6 成果の帰属及び秘密保持

（1）成果の帰属

本業務により得られた成果は、原則として県に帰属する。ただし、受託者が従前より有する著作物あるいは第三者の著作物については、受託者あるいは第三者に帰属するものとする。

受託者は、本業務の実施のために必要な受託者が従前より有する著作権あるいは第三者の著作権については、当該著作権の利用に当たり、支障のないよう適切な措置を講じなければならない。また、何らかの著作権に係る問題等が生じた場合、受託者の責任により対処するものとする。

（2）秘密保持

本業務に関し、受託者から県に提出された提案書等は、本業務における契約予定者の選定以外の目的で使用しない。

受託者は、本業務に関し、受託者が県から受領又は閲覧した資料等は、県の了解なく公表又は使用してはならず、本業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。

7 機密情報の保護及び情報セキュリティ

受託者は、本業務（再委託した場合を含む）を履行する上で機密情報を取り扱う場合は、実施機関と同様の安全管理措置を講じなければならない。また、個人情報の保護に関する法律（以下「保護法」という。）の規定及び特記事項を遵守しなければならない。

保護法の規定に違反した場合には、個人情報取扱事業者としての処罰だけでなく、保護法第176条及び第180条の規定に基づき、処罰される場合がある。

8 再委託等の制限

受託者は、監理業務を除く本業務の一部を第三者に委託することができる。その場合は、再委託先ごとに業務の内容、再委託先の概要及びその体制について、事前に県に文書を持って協議し、承認を得なければならない。

9 その他

- (1) 受託者は、本業務の実施の進捗状況を適宜報告し、県と調整を図ること。
- (2) 受託者は、本業務の実施にあたって、不明確な点や改善の必要があると認められる場合は、直ちに県と協議・調整を行うこと。
- (3) 本仕様書に関して疑義を生じた事項及び本仕様書に定めのない事項については両者協議の上、これを解決するものとする。